

事業成長支援保証(まるサポ2000)

1 保証対象者 県内に事業所を有し、保証対象業種を営む中小企業者

2 資格要件 保証対象業種に属する事業を6か月以上営む年商規模1億円未満の方

3 保証限度額 2,000万円
ただし、既保証残高を含む。

4 資金使途 運転資金・設備資金 **ココをチェック!!**
一定の要件を満たす場合に限り、プロパー貸出金の旧債振替が可能です。(詳しくは次頁) 既往借入金の集約により月々の約定返済負担を軽減できます！

5 保証期間 運転資金:10年以内
設備資金:15年以内 **ココをチェック!!**
長期の保証で資金繰りの安定を支援します！

6 経営相談 当協会の担当者が企業を訪問し、財務や資金繰り等の経営に関する相談に応じます。 **ココをチェック!!**
お客様の良き相談相手となることを目指します！

7 その他 ※本制度は、愛媛県中小企業振興資金融資制度保証、経営安定関連保証が併用利用可能です。 **ココをチェック!!**
これらの制度と併用することにより、保証料率の引下げや貸付利率の長期固定化が可能です！

プロパー貸出金の旧債振替に関する要件

- 次の要件をすべて満たす場合に限り、金融機関プロパー貸出金の旧債振替を認めます。
ただし、保証会社の保証付プロパー貸出金、他行プロパー貸出金の旧債振替は不可とします。
- (1) 金融機関が継続した期中管理を行い、必要に応じて経営支援を実施すること。
金融機関は貸付実行後に必ず保証利用者を訪問のうえモニタリングを行い、半年に一度「業況報告書(事業成長支援保証用)」(様式3)を協会に提出する。
 - (2) 真水支援と併せて行うこと。
 - (3) 旧債振替の対象となるプロパー貸出金は「事業資金」であり「長期分割返済」のものに限る。
 - (4) 約定返済額の軽減に繋がるものであること。
- なお、プロパー貸出金の旧債振替を行う場合は、「既存債権充当(約定書第3条) 申請書(事業成長支援保証用)」(様式1)と旧債振替する債権の原契約書(写)を、保証申込時に提出してください。

(様式1) 既存債権充当(約定書第3条) 申請書 (事業成長支援保証)

愛媛県信用保証協会 御中 年 月 日 (取扱金融機関名) (申込人) 配

下記の理由により、年 月 日付信用保証依頼書に基づく保証に係る貸付をもって、下記旧債に充当したいので承認願います。

1. 債 務 者 住 所 氏 名

2. 貸 付 番 号

3. 当初貸付年月日 年 月 日

4. 当初貸付金額 年 月 日

5. 返済期日 年 月 日

6. 貸 付 形 式

7. 既 存 債 権 額

8. 当初の資金使途

9. 「計費明細」の要件
次の【要件】をすべて満たしています。

① 当行(金融)は、申込人に対して継続した期中管理を行い、必要に応じて経営支援を実施します。
貸付実行後に継続して申込人を訪問(金融機関への来訪による振替)のうえモニタリングを行い、
半年に一度「業況報告書(事業成長支援保証用)」を貴協会に提出します。

② 新旧の返済額

新旧の返済額	千円
旧債振替する貸出金の約定返済額(年額)	A
既借借入金 借換える保証付融資の約定返済額(年額)	B
真水部分の約定返済額(元本額+返済期間)(年額)	C
新旧の借入の約定返済額(年額)	D
約定返済額軽減効果 C-D(年額)	E

(備考) 既存債権に係る原契約書(写)を添付してください。

(様式3) 業況報告書(事業成長支援保証用)

愛媛県信用保証協会 御中 年 月 日 (取扱金融機関名)

業況報告書(事業成長支援保証用)	業況報告書(事業成長支援保証用)
業況報告書(事業成長支援保証用)	業況報告書(事業成長支援保証用)

経営相談について

本商品を利用される方で経営相談を希望される方を対象に、当協会担当者が訪問し、経営相談に応じます。

経営相談の希望を確認するため、希望の有無に係わらず「経営相談実施意思確認書(事業成長支援保証用)」(様式2)を徴求の上、保証申込関係書類と一緒に当協会にご提出ください。

(様式2) 経営相談実施意思確認書(事業成長支援保証用)

愛媛県信用保証協会 御中 年 月 日

経営相談実施意思確認書(事業成長支援保証用)

(保証申込人) 姓 氏 名

私(個人)は、「事業成長支援保証(まるサポ2000)」の申込に際し、保証実行後の貴信用保証協会による経営相談について、次の通りとします。(いづれかに○をしてください。)

☐ 経営相談を希望する ☐ 経営相談を希望しない

経営相談を希望する場合は、希望する相談項目を下記の中から選択し、□にチェックをしてください。

☐ 資金繰り ☐ 財務 ☐ 販売・仕入・経営 ☐ 各種補助事業相談

経営相談の内容についてご記入ください。

※この確認書は融資実行後5日以内(貸付実行後5日以内)の最速で保証協会に提出する必要があります。提出が遅れた場合は保証料率の上昇を招きます。